

久里第1浄水場再構築事業 プロポーザル募集要項

令和 7 年 4 月
唐津市上下水道局

目次

1	はじめに	1
2	本書の位置づけ	2
3	本事業の概要	2
(1)	事業の目的	2
(2)	事業内容に関する事項	2
4	対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	5
5	事業者の募集及び選定に関する事項	6
(1)	事業者を求めるもの	6
(2)	事業者の募集及び選定方法	6
(3)	応募者の備えるべきプロポーザル参加資格要件	7
(4)	事業に係る事業費等	11
6	事業者選定のスケジュール及び応募手続き等	13
(1)	募集及び選定のスケジュール	13
(2)	募集要項等に関する質問の受付及び回答公表	13
(3)	応募の手続き	14
(4)	資料の閲覧及び現地調査	16
7	事業者の選定	18
(1)	提案書の審査	18
(2)	提案書に関するヒアリング	18
(3)	優先交渉権者の決定	18
(4)	優先交渉権者を決定しない場合	18
(5)	選定結果の通知及び公表	18
(6)	契約手続き	18
8	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	20
(1)	責任分担に関する基本的な考え方	20
(2)	予想されるリスクと責任分担	20
(3)	対象業務における要求水準	20
(4)	本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	20
9	その他必要な事項	20
(1)	契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
(2)	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
(3)	公正な応募の確保	21
(4)	応募にあたっての費用の負担	21
(5)	提出書類の取り扱い	22
(6)	特許権等	22
(7)	募集の中止等	22
(8)	本事業に係る情報の提供方法	22
(9)	本事業に関する問い合わせ先	22

1 はじめに

唐津市水道事業(以下、「本市」という。)では、平成 29 年度に「水道事業ビジョン」を策定し、良質な飲料水の安定供給を本市の基本理念とし、これを実現するために必要となる施策を立案している。本市における経営基盤の強化を目指し、老朽化が進む基幹浄水場の再編を含む浄水場の更新計画を検討し、「唐津市浄水場再編基本計画」を策定した。その検討結果に基づき、本市では既設久里第1浄水場の更新を計画しており、将来的に和多田浄水場および神田浄水場等を廃止し、久里第1浄水場系統に統合する予定となっている。このため、久里第1浄水場は基幹浄水場としての重要な役割を担うことが期待される。

さらに、本市では久里第1浄水場の更新に向けた基本設計を実施後、官民連携の導入可能性調査を行い、久里第1浄水場再構築事業(以下、「本事業」という。)を設計・施工一括発注方式(以下、「DB 方式」という。)で実施することを決定した。

本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)の選定を行うにあたり、本事業のプロポーザル募集要項(以下「募集要項」という。)を公表する。

【事業コンセプト】

本事業においては、強靱性、維持管理性及び効率性に優れた浄水場の実現を図るため、以下の事業コンセプトを掲げる。

自然災害に強い浄水場

自然災害に対する強靱性を確保し、浄水場機能の停止を防ぐためのリスク対策を講じ、安全かつ安定的な給水の確保を図る。また、地震や洪水等の想定外の自然災害が発生した場合においても、被害を最小限に抑え、迅速な復旧を可能とする施設整備を目指す。

維持管理が容易な浄水場

日常的な運転および維持管理が容易であり、浄水量や原水水質の変動に対して柔軟に対応可能な浄水場を目指す。さらに、設備配置等の設計段階において維持管理の負担を省力化し、将来的な施設更新を考慮した施設整備を行う。

エネルギー効率の高い浄水場

ライフサイクルコスト(LCC)を考慮し、ポンプ制御方法の最適化や高効率モーターの導入等を通じてエネルギー消費量の削減を図り、エネルギー効率に優れた施設を目指す。また、ICT 技術を活用することにより、省エネルギー化および持続可能な運営を図る。

2 本書の位置づけ

本募集要項は、本市が、DB 方式による本事業を実施する事業者について、公募型プロポーザル方式により募集及び選定を行うにあたり、プロポーザル応募者を対象に交付するものである。

なお、以下の文書は募集要項と一体のものである(以下「募集要項等」という。)。

附属資料(1) 要求水準書

附属資料(2) 事業者選定基準

附属資料(3) 提出書類作成要領及び様式集

附属資料(4) 設計及び建設工事請負契約書(案)

附属資料(5) モニタリング基本計画書

3 本事業の概要

(1) 事業の目的

本市では、基幹浄水場である既設久里第1浄水場(昭和 46 年供用開始)の更新時期を迎えている。本事業は、本市水道事業における経営基盤の強化と良質な飲料水の安定供給を目的として、新設久里第1浄水場を整備するものである。

本事業では、官民連携手法の一つである DB 方式を採用し、事業者のノウハウや創意工夫を活用して、効率的かつ効果的な事業運営を図りながら、将来にわたり良質・安心・安全な水道水を確保しうる浄水場を整備することを目的として実施する。また、事業コンセプトに基づき、強靱性、維持管理性及び効率性に優れた浄水場の実現を図るための提案を求める。

(2) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

久里第1浄水場再構築事業

イ 公共施設等の管理者の名称

唐津市水道事業 唐津市長 峰 達郎

ウ 事業方式

本事業は、事業者が持つノウハウや創意工夫を活用した効率的な整備・事業運営を推進することを目的として、DB 方式により実施する。なお、調査、設計、建設に必要な資金については本市が調達する。

エ 対象施設及び対象業務

本事業の対象施設及び対象業務は以下のとおりであり、久里第1浄水場の整備にかかる全てを対象とする。

(7) 事業概要

① 位置図

現在の既設久里第1浄水場及び久里第2浄水場の位置を図1に示す。



図1 浄水場位置図

② 事業概要

本事業は、図2のフロー図に示すとおり、共通施設である管理棟を含む既設久里第1浄水場を廃止し、隣接用地に新たに久里第1浄水場を整備するものである。

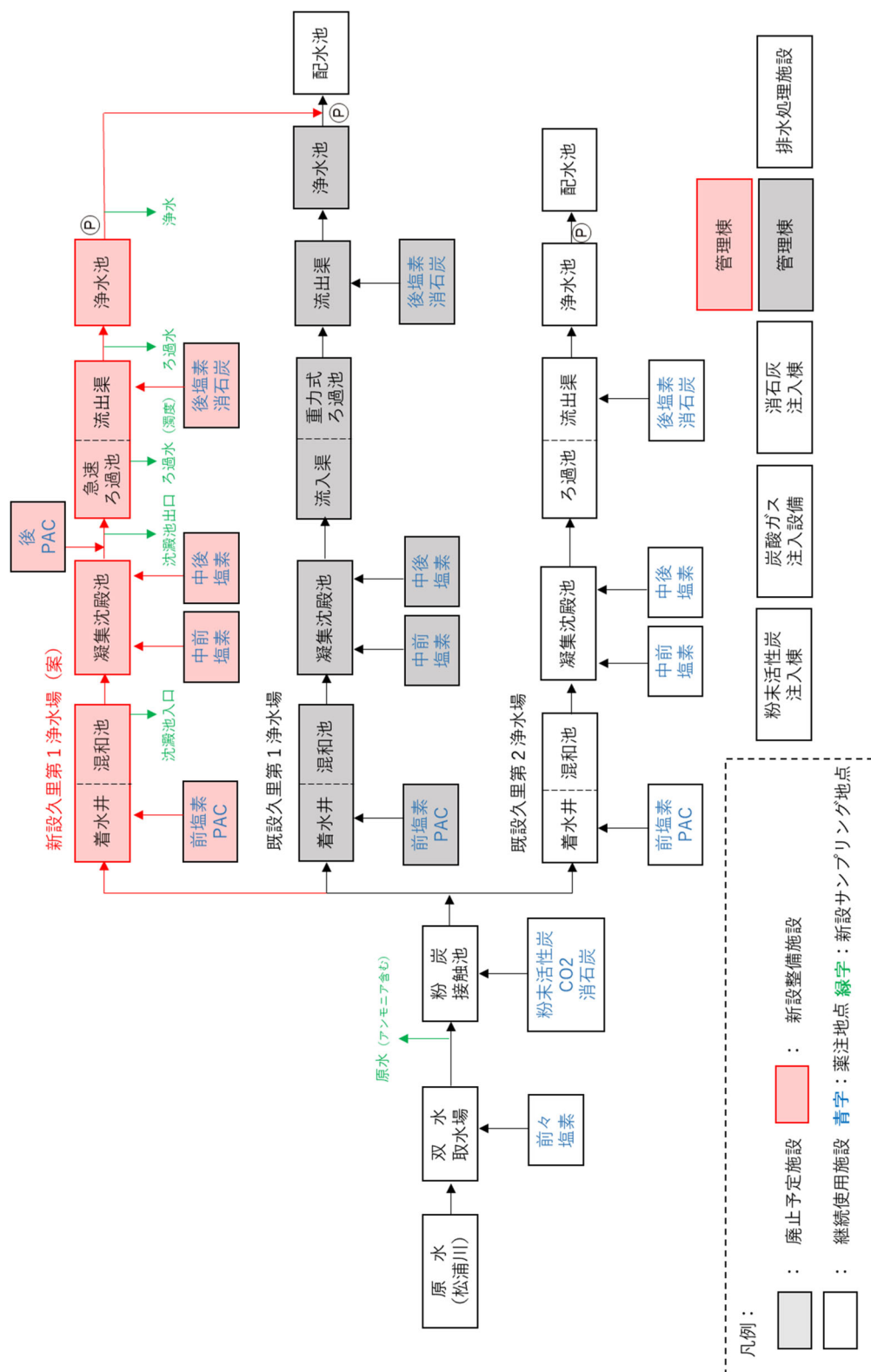


図 2 更新前後の施設フロー(案)

(イ) 対象施設

対象施設には、①新設施設、②既存施設、③廃止施設がある。対象施設の詳細は、「**附属資料(1)要求水準書**」において示す。

(ウ) 対象業務

対象業務には以下の①調査業務、②設計業務、③建設業務がある。対象業務の詳細は、「**附属資料(1)要求水準書**」において示す。

オ 事業期間

事業期間は以下を予定している。

- ・ 設計及び建設工事請負契約締結 令和8年3月
 - ・ 設計・施工期間 令和8年4月～令和14年3月
- ※なお、設計は令和9年9月末までに完了させること。

カ 事業スケジュール

事業スケジュールは、**表 1** のとおり予定している。

表 1 事業スケジュール(予定)

項 目	予 定 時 期
設計及び建設工事請負契約の締結	令和 8 年 3 月
設計及び工事の着手	令和 8 年 4 月
設計及び工事期間	着手日～令和 14 年 3 月 31 日
工事完了	令和 14 年 3 月 31 日
久里第1浄水場の供用開始	令和 14 年 4 月 1 日

※設計期間を令和 8 年 4 月～令和 9 年 9 月とし、工事着手は、設計完了後を基本とする。ただし、遠方監視設備はこのかぎりでないものとし、詳細は「**附属資料(1)要求水準書**」において示す。

キ 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業の実施するにあたり必要とされる、関連法令(法律、政令、省令、条例、規則及びガイドライン等を含む。)等を遵守するものとする。

4 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

対象施設の立地条件等は、「**附属資料(1)要求水準書**」において示す。

5 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者を求めるもの

事業者には、浄水場の設計及び工事への深い理解と、十分なノウハウや期待される役割を果たす上で必要とされる能力を有することを求める。また、事業コンセプトに基づき、運転管理における安定性及び容易性、維持管理における効率性及び経済性、さらに将来的な施設更新を考慮した提案を行うことを求める。

(2) 事業者の募集及び選定方法

本事業では、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を実現するため、事業者の選定にあたっては事業者の有するノウハウや創意工夫を総合的に評価することが求められる。そのため、事業者の選定方法は、提案価格と施設整備に関する技術提案内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式で実施するものとする。なお、事業者選定の手続きは、次のとおり実施する。

ア 参加資格確認

参加資格について、本市が規定する資格要件を満たすことを確認する。

イ 技術対話

参加資格要件を満たすことを確認した応募者に対し、技術対話を行う。本技術対話は、本市が求める要求水準について応募者の理解度を測り、それを深めることで本市の意図する技術提案を得ることを目的として実施する。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術対話を踏まえて、応募グループは具体的な業務の提案内容や提案価格等を取りまとめた提案書を提出する。

応募グループから提案書が提出された後、応募グループはプレゼンテーションを実施し、提案内容の正確な把握及び疑問点の確認のためにヒアリングを受ける。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、7.(1)に示す「久里第1浄水場再構築事業に係る事業者選定委員会」(以下、「事業者選定委員会」という。)において実施する。

エ 提案書の審査

事業者選定委員会は、応募グループから提出された提案書の記載内容について、市の定める要求水準(以下、「要求水準」という。)との適合性、設計・施工計画の妥当性、確実性及び提案価格等から総合的に評価し、最優秀提案者を選定する。

(3) 応募者の備えるべきプロポーザル参加資格要件

ア 事業スキーム

応募者は、設計企業、建設企業で構成されるグループ(以下、「応募グループ」という。)とする。構成企業より業務を請負もしくは受託する企業を「協力企業」といい、協力企業への下請発注にあたっては、市内企業の育成、及び地域経済への貢献の観点から、市内企業を活用するように努めること。

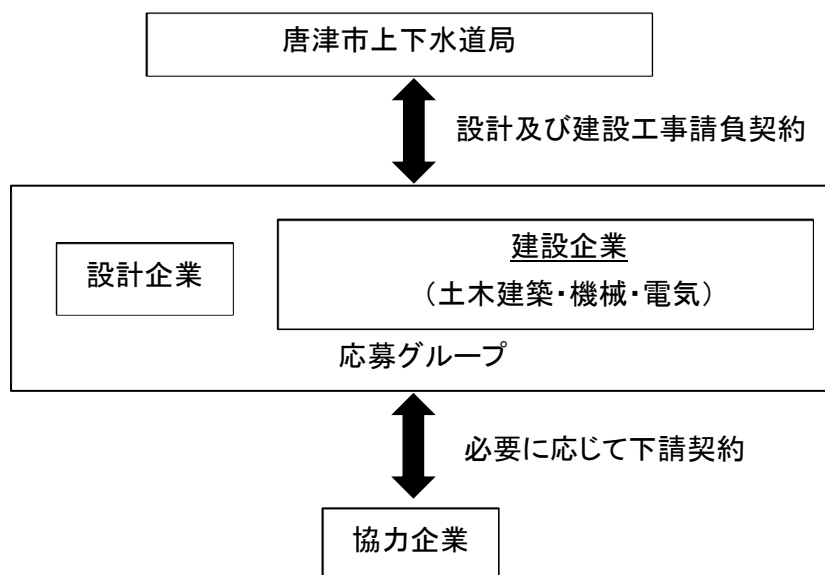


図3 事業スキーム

イ 応募者の構成等

応募者の構成等は以下のとおりとする。

- ① 応募グループを構成する企業(以下、「構成員」という。)の企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担うこと。
- ② 応募グループは、本施設の設計を行う企業(設計企業)、本施設の土木工事および建築工事を行う企業(土木建築企業)、本施設の機械設備工事を行う企業(機械企業)、本施設の電気設備工事を行う企業(電気企業)により構成されることを基本とする。ただし、複数の業務の参加資格要件を満たす場合、1社が複数の業務を兼ねることができる。
- ③ 応募グループは構成員の中から代表企業を1社定め、代表企業以外の構成員は構成企業とする。
- ④ 代表企業はプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。なお、代表企業は、設計及び建設の事業期間を通じて、設計から建設に至る工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。また、統括責任者は、発注者との統括的な連絡窓口となるが、設計および建設期間における事業進捗に応じて、発注者の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。
- ⑤ 代表企業の変更は認めない。
- ⑥ 提案書提出時に、応募グループ、代表企業、構成企業、協力企業の別を記載すること。

- ⑦ 応募グループは、参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成企業(設計企業、土木建築企業、機械企業、電気企業)の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。協力企業についても企業名及び携わる業務について明記すること。
- ⑧ 代表企業、構成企業のうち、建設業務を行う者は、地元企業を少なくとも 1 社以上含めること。なお、代表企業、構成企業に含める地元企業とは、令和 7 年度唐津市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)において、住所が市内本店、市内支店又は市内営業所としての登録がある者である。
- ⑨ 協力企業については、原則唐津市内の企業を活用すること。ただし、唐津市内に対応できる企業がない場合はこの限りでない。また、本事業において使用する資機材等については、可能な限り市内で製造産出される資機材等を使用し、これに該当しない場合は、市内業者が販売するものを優先的に活用すること。
- ⑩ プロポーザル参加資格確認のための申請書類(以下、「プロポーザル参加資格確認申請書」という。)の提出後、参加の意思を表明した応募グループの構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合に限り、構成員の変更を認めるものとする。
- ⑪ 応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできない。

ウ 応募者のプロポーザル参加資格要件

代表企業、構成企業のうち設計、建設の各業務を行う者は、それぞれ(ア)から(ウ)までの要件を全て満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

(ア) 共通事項

代表企業、構成企業は、次の①から④までの要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 本事業のプロポーザル参加資格確認申請書類の提出締切日から設計及び建設工事請負契約締結までの間において、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に市の入札参加資格に係る再審査を受けており、再生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ④ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- ⑥ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- ⑦ 本事業に係る「唐水浄整委第1号 久里浄水場再構築 民間事業者募集選定支援業務」に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、資本面で関係がある者とは、当該企業の発行済株式数の20%を超える株式を有し、又はその出資総額の20%を超える出資をしている者をいう。また、人事面で関係がある者とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。当該業務に関与した者は、以下のとおりである。

株式会社日水コン
三浦法律事務所
- ⑧ 久里第1浄水場再構築事業に係る事業者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

(イ) 設計業務を行う者(設計企業)

設計企業は、以下に示す①から④までの要件を全て満たしていること。

- ① 令和7年度唐津市建設工事等入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)に登録されている者であること。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ③ 技術士(上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法(昭和58年法律第25号)に定めるものをいう。)が2名以上在籍していること。また、当該資格者を本事業の管理技術者および照査技術者として配置できること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ④ 国内において、10,000 m³/日以上上の浄水能力(公称能力)を有する急速ろ過方式(凝集沈殿池及び急速ろ過池を含む)の浄水場の詳細設計実績を有すること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

(ウ) 土木建築企業

土木建築企業は、以下に示す①から④までの要件を全て満たしていること。

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、土木一式工事および水道施設工事、建築一式工事について特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ② 令和7年度唐津市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)に登録されていること。
- ③ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)【最新のもの】の総合評定値(P点)が土木一式工事について1,000点以上、

水道施設工事について800点以上、建築一式工事について1,000点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

- ④ 本工事に対応する許可業種における法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を同条各項の規定に基づき本工事現場に専任で配置できること。

(エ) 機械企業

機械企業は、以下に示す①から⑤までの要件を全て満たしていること。

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、機械器具設置工事および水道施設工事について特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ② 令和7年度唐津市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)に登録されていること。
- ③ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)【最新のもの】の総合評定値(P点)が機械器具設置工事について1,000点以上、水道施設工事について800点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ④ 国内において、公称能力10,000 m³/日以上以上の浄水能力を有する浄水場(急速ろ過方式)の機械設備工事(凝集沈殿施設一式および急速ろ過施設一式)の新設又は更新をした施工実績を有すること。なお、凝集沈殿施設一式および急速ろ過施設一式は必ずしも同一の浄水場である必要はない。また、実績については他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が100分の20以上であるものに限る(乙型JVの場合は機械設備工事の分担工事額の20%以上であるものに限る。)
- ⑤ 本工事に対応する許可業種における法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者を同条各項の規定に基づき本工事現場に専任で配置できること。

(オ) 電気企業

電気企業は、以下に示す①から⑤までの要件を全て満たしていること。

- ① 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、電気工事について特定建設業の許可を受けていること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ② 令和7年度唐津市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)に登録されていること。
- ③ 参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)【最新のもの】の総合評定値(P点)が電気工事について1,200点以上、電気通信工事について1,200点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。
- ④ 国内において、公称能力10,000 m³/日以上以上の浄水能力を有する浄水場(急速ろ過方式)の電気設備工事(中央監視・計装設備を含む一式)の新設又は更新をした施工実績を有する

こと。なお、実績については他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成員として出資比率が 100 分の 20 以上であるものに限る(乙型 JV の場合は電気設備工事の分担工事額の 20%以上であるものに限る。)

- ⑤ 本工事に対応する許可業種における法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者を同条各項の規定に基づき本工事現場に専任で配置できること。

エ プロポーザル参加資格要件の確認基準日

プロポーザル参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類の提出期限日(以下、「プロポーザル参加資格審査基準日」という。)とする。

オ プロポーザル参加者の失格・変更

(ア) 久里第1浄水場再構築事業に係る事業者選定委員会の委員との接触

優先交渉権者決定までの間に、7.(1)に示す事業者選定委員会の委員および市関係者に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のために接触、働きかけ等を試みた者は失格とする。

(イ) プロポーザル参加資格審査基準日以降、優先交渉権者決定までの期間

代表企業がプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。

なお、代表企業の変更は認められないが、構成企業がプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、資格・能力等の面で支障がないと本市が認めた場合に限り、変更できることとする。

(ウ) 優先交渉権者決定後、契約締結までの期間

代表企業がプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。なお、代表企業の変更は認められないが、構成企業がプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、直ちに失格とはせず、資格・能力等の面で支障がないと本市が認めた場合に限り、変更できることとする。

(4) 事業に係る事業費等

ア 提案上限額

本事業の提案上限額は、以下のとおりとする。

- ・ 提案上限額 12,450,240,000円
(消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)

イ 最低制限価格

本事業は、契約内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設ける。本事業の最低制限価格は、以下のとおりとする。

- ・ 最低制限価格 8,715,168,000円
(消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。)

6 事業者選定のスケジュール及び応募手続き等

(1) 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール(計画)は、次のとおりとする。

表 2 事業者の募集及び選定スケジュール(計画)

日 程	内 容
令和 7 年 4 月 14 日	募集公告・募集要項等の公表
令和 7 年 4 月 15 日～令和 7 年 8 月 29 日	資料閲覧及び現地調査
令和 7 年 5 月 7 日	募集要項等に関する質問受付締切
令和 7 年 5 月 28 日まで	募集要項等に関する質問への回答の公表
令和 7 年 5 月 29 日～令和 7 年 6 月 6 日	資格審査に関する書類の提出期間※
令和 7 年 6 月 25 日までに受付順で通知	資格審査結果の通知
資格審査結果受領後～令和 7 年 8 月 29 日	技術対話の実施(1回～2 回)
令和 7 年 9 月 29 日～令和 7 年 10 月 3 日	提案審査に関する書類の提出期間
令和 7 年 11 月中旬	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和 8 年 1 月上旬	優先交渉権者選定結果の通知および公表
令和 8 年 1 月上旬～令和 8 年 3 月中旬	契約条件等協議
令和 8 年 3 月下旬	契約の締結

※資格審査に関する書類の提出期間は、6 月 6 日を受付締め切り日とするが、事務局にて確認後に軽微な書類不備の修正を求めることがある。なお、書類の修正を求められた場合、最終的な資格審査に関する書類の提出締め切り日は 6 月 16 日とする。

(2) 募集要項等に関する質問の受付及び回答公表

ア 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

(ア) 提出書類

募集要項等に関する質問書(様式 I-1)

(イ) 受付期間

募集公告日から令和 7 年 5 月 7 日(水)正午まで

(ウ) 提出方法

募集要項等に関する質問書(様式 I-1)に必要事項を記入し、9. (9)に記載の問い合わせ先に、電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「募集要項等に関する質問書」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

イ 募集要項等に関する質問に対する回答の公表

本市は令和7年5月28日までに募集要項に関する質問に対する回答を、本市ホームページで公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものと本市が認めたものは公表の対象外とする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

(3) 応募の手続き

ア 参加資格確認申請書等の受付

応募グループは、「5.(3) 応募者の備えるべきプロポーザル参加資格要件」に示した条件を満たしていることを証明するため必要な書類を下記のとおり提出すること。

なお、提出期限までに同書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(ア) 提出書類

「附属資料(3) 提出書類作成要領及び様式集」を参照すること。

(イ) 受付期間

令和7年5月29日(木)から令和7年6月6日(金)まで(午後5時必着)

(ウ) 提出方法

9.(9)に記載の問い合わせ先に、持参もしくは郵送により提出する。また、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)とする。

なお、本市は、提出された参加資格確認申請書等を確認した上で、軽微な不備の補正などの必要があると判断した場合は、参加資格確認申請書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

なお、参加資格確認申請書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求められた場合、最終的な資格審査に関する書類の提出締め切り日は6月16日(月)とする。

イ 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、本市から応募グループの代表企業に対して、令和7年6月25日(水)までに書面により通知する。

なお、参加資格確認結果の通知において、参加資格があると認められた者であっても、本市に提出した書類や電子ファイルなどに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、参加資格を取り消す。

ウ 参加資格がないとされた者に対する理由の説明

参加資格確認結果の通知により、参加資格がないとされた応募グループは、本市に対して参加資格の確認結果に関する説明の要求書(様式I-4)により、説明を求めることができる。ただし、応募グループごとに提出を行うものとし、本市は説明を求めた応募グループの代表企業に対して、書面により回答する。

(ア) 提出書類

参加資格の確認結果に関する説明の要求書(様式Ⅰ-4)

(イ) 受付期間

令和7年6月26日(木)から令和7年7月2日(水)まで

(ウ) 提出方法

9.(10)に記載の問い合わせ先に、持参により提出する。また、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)とする。

エ 技術対話

本市は、参加資格要件を満たすことを確認した応募グループに対し、本項に示す手順により技術対話を実施する。

技術対話は、資格審査結果受領後から8月29日(金)までの期間に、応募グループごとに対面による質疑応答形式で行う。なお、技術対話は各応募グループで2回まで実施を希望することができることとし、技術提案書作成時の不明点等について質疑応答を行う。

応募グループの代表企業は技術対話を実施する最短希望日の7日前までに本市に技術対話参加申込書(様式Ⅰ-5)及び事前質問書(様式Ⅰ-6)を提出すること。提出後、詳細な日時及び場所等については、本市より応募グループの代表企業に個別に通知する。

実施にあたっては、応募グループが他の応募者を認知することのないよう十分留意し、他者の提案内容、応募者数等の他者に関わる情報は一切提示しないものとする。

応募グループ側の出席者は10名まで可とするが、応募者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。なお、使用できる会議室の状況により人数及び日程調整を行うことがある。

オ 応募の辞退

本市より参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、参加を辞退する場合には、提案書類提出期限日時までに、参加辞退届(様式Ⅰ-7)を9.(9)に記載の問い合わせ先に持参により提出すること。

カ 提案書類の提出

本市より参加資格を有する旨の通知を受けた応募グループは、提案書類一式を次のとおり提出すること。

(ア) 提出書類

「附属資料(3)提出書類作成要領及び様式集」を参照すること。

(イ) 受付期間

令和7年9月29日(月)から令和7年10月3日(金)まで(午後5時必着)

(ウ) 提出方法

9. (9)に記載の問い合わせ先に、持参により提出する。また、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後1時を除く)とする。

なお、本市は、提出された提案書類等を確認した上で、軽微な不備の補正など、必要があると判断した場合は、提案書類等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

キ 基礎審査及び基礎審査結果の通知

提出された提案書類について、要求水準書の項目を満足しているかを確認するため、基礎審査を行う。要求水準書の項目を満足していないことが確認された場合には失格とする。失格の場合のみ、プレゼンテーション及びヒアリング実施日までに応募グループの代表企業に書面により通知する。

(4) 資料の閲覧及び現地調査

ア 資料の閲覧

参加希望者及び参加者に対して、本事業に関係する資料閲覧の期間を設ける。なお、**イ 現地調査**と合わせて実施する。なお、資料の閲覧においては、質問・意見は一切受け付けない。

希望する応募者は、所定の手続きにより事前に申込みするものとする。

(ア) 実施期間

閲覧期間は、令和 7 年 4 月 15 日(火)から令和 7 年 8 月 29 日(金)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時を除く。)

(イ) 実施場所

久里第1浄水場 管理棟内会議室(佐賀県唐津市久里字釘山 1997-2)

(ウ) 申込方法

資料閲覧・現地調査申込書(様式 1 - 2)、資料閲覧及び現地調査に係る誓約書(様式 1 - 3)に必要事項を記入し、9. (9)に記載の問い合わせ先に、電子メールにより申込むものとする。

電子メールの件名は「資料閲覧・現地調査申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、印鑑を捺印した原本を当日持参すること。

(エ) 申込期限

原則として、資料閲覧希望日の 1 週間前(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(オ) 留意事項

- ① 資料閲覧において知り得た情報は、本事業に関する検討のみに使用するものとし、第三者に漏らさないものとする。
- ② 閲覧資料のコピー、持ち出しは不可とするが、閲覧場所でのデジタルカメラによる写真撮影は可とする。

- ③ 資料閲覧時に、申出があれば、資料の一部電子データを収納したデータディスクを提供し、その場で複製することは可能とする。ただし、複製のためのノート PC などの機器は希望者が準備すること。
- ④ データディスクからハードディスクなど他のメディアに複製したデータはプレゼンテーション及びヒアリングまでに応募者の責任において確実に消去し、応募者以外の者にデータが渡ることがないようにデータの取り扱いには十分注意すること。
- ⑤ 参加人数については、1 企業 3 名までとする。
- ⑥ 閲覧資料は本プロポーザルの応募に使用する目的以外についての使用は一切認めない。

イ 現地調査

参加希望者に対して、現地調査の期間を設ける。希望するものは、所定の手続きにより事前に申込みを行うこと。なお、現地調査においては、原則として、質問・意見は受け付けない。

(ア) 実施期間

実施期間は、資料閲覧と同様とする。

(イ) 実施場所

久里浄水場(佐賀県唐津市久里字釘山 1997-2 ほか)

※久里第1浄水場、既設久里第1浄水場、既設久里第2浄水場を含む

※場外施設については、現地調査理由をヒアリングした上で、本市が必要と認める場合は実施可能とする。

(ウ) 申込方法

申込方法は、資料閲覧と同様とする。

(エ) 申込期限

申込期限は、資料閲覧と同様とする。

(オ) 留意事項

- ① 現地調査については、決められた時間内で自由に調査可能とする。現地調査に本市は原則として同行しない。
- ② 現地説明については、希望者のみに対して市が行う。
- ③ 参加者及び参加人数については制限を設けない。
- ④ 参加資格確認申請書提出後は、応募グループ内で日程を調整した上で、現地調査を実施することが望ましい。

7 事業者の選定

(1) 提案書の審査

事業者の選定に当たり、事業者選定委員会を本市に設置する。事業者選定委員会は、「**附属資料(2)事業者選定基準**」に基づき、応募グループの提案内容の評価を行い、最優秀提案者を選定する。本市は、委員会の選定結果をもとに優先交渉権者を決定する。

なお、委員会の委員の氏名は、原則、非公表とする。

(2) 提案書に関するヒアリング

応募グループから提案書が提出された後、応募グループはプレゼンテーションを実施し、同時にヒアリングを受ける。

プレゼンテーション及びヒアリングは、提案書に基づく説明資料等により実施するものとし、追加提案は認めない。プレゼンテーションは、原則、パワーポイントを用いたスクリーンへの映写により行うものとする。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの所要時間は、応募グループにつき90分程度(入札参加者によるプレゼンテーション30分、質疑応答60分)を想定する。

プレゼンテーション及びヒアリングは、**表2**に示す時期に開催するが、詳細な日時、場所及び内容等は事前に代表企業に通知する。

(3) 優先交渉権者の決定

本市は、事業者選定委員会による最優秀提案者の選定結果をもとに、優先交渉権者を決定する。

(4) 優先交渉権者を決定しない場合

事業者の募集及び優先交渉権者の決定の過程において、応募グループがいない、あるいはいずれの応募グループの提案によっても本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、その旨を速やかに公表する。

(5) 選定結果の通知及び公表

本市は、事業者選定委員会における選定結果を取りまとめて、速やかに応募グループに対して通知するとともに、市ホームページにて公表する。なお、選定結果についての問い合わせには応じない。

(6) 契約手続き

ア 契約の締結

本市は、優先交渉権者に選定された応募グループと契約交渉を行い、これに基づき本市と優先交渉権者との間で「**附属資料(4)設計及び建設工事請負契約書(案)**」により設計及び建設工事請負契約(以下、「事業契約」という。)を締結する。なお、優先交渉権者と事業契約を締結す

ることができない事由が生じた場合は、次点交渉権者（優先交渉権者の次点となる応募者）と事業契約の締結に向けた交渉を行うものとする。

イ 契約を締結しない場合

提案書の受付締切日から契約締結日までの期間において、優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該優先交渉権者と契約を締結しない。この場合において、当該優先交渉権者は違約金として、落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を本市に支払わなければならない。

- ① 唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の設置要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置事由に該当したとき。
- ② 唐津市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱に掲げる措置要件に該当し、入札参加排除措置を受けたとき。
- ③ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受け、本市と契約を締結できないとき。
- ④ 建設業法第 29 条の規定による許可の取消処分を受けたとき。
- ⑤ 事業者の財務状況が著しく悪化しており、その結果、本事業の実施が困難と合理的に認められる場合。

なお、優先交渉権者決定の通知日の翌日から事業契約締結までの間、優先交渉権者の構成員がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と事業契約を締結しない場合がある。

ウ 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て優先交渉権者の負担とする。

また、契約締結までに、労働災害補償保険に加入したことを証する所管の労働基準監督署の受付印のある「労働保険概算、増加概算、確定保険料申告書任意」を提出すること。なお、加入していない場合は、その理由を書面により提出すること。

エ 契約の保証金

契約に係る契約保証金は、設計及び工事請負契約金額の 100 分の 10 以上の額又はこれに代わる担保を契約保証金として本市に納める。

契約保証金の詳細は「**附属資料(4)設計及び建設工事請負契約書(案)**」による。

オ 前払金

前払金については、「**附属資料(4)設計及び建設工事請負契約書(案)**」に基づき行う。

8 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 責任分担に関する基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 12 年総理府公示第 11 号)に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」との考えに基づきリスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、本市が行う業務に係るリスクは本市が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力などの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との責任分担の詳細については、「附属資料(4)設計及び建設工事請負契約書(案)」において定めるものとする。

(3) 対象業務における要求水準

本事業及び本事業の対象施設に要求する性能等の水準は、「附属資料(1)要求水準書」に示す。

(4) 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

ア モニタリングの内容

モニタリングは、「附属資料(5)モニタリング基本計画書」に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

本市は、事業者が行う設計業務及び建設業務等が本市の定める要求水準に適合するものであるか確認を行う。

事業者が実施する設計業務及び建設業務等の水準が本市で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の改善を求める。事業者は本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

イ モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、本市が実施するモニタリングに係る費用は本市が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

9 その他必要な事項

(1) 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に規定する具体的措置を行うこととする。また、事業契約に関する紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(2) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の履行が困難となった場合には、次の措置を講じることとし、詳細については事業契約において規定する。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

(ア) 本市による是正勧告および事業契約解除

事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかった場合は、本市は、事業契約を解除することができる。

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、本事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解除することができる。

(イ) 事業契約解除に伴う損害

(ア)において、本市が事業契約を解除した場合、本市は事業者に対し、これにより本市に生じた損害の賠償を請求することができる。

イ 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者による事業契約解除

本市の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(イ) 事業契約解除に伴う損害

(ア)において、事業者が事業契約を解除した場合、事業者は本市に対し、これにより事業者に生じた損害の賠償を請求することができる。

(ウ) 本市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

本市および事業者は、事業契約に定める事由ごとに、その責任の所在に応じて適切に対応する。

(3) 公正な応募の確保

応募書類の提出にあたって、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に違反する行為を行ってはならない。

(4) 応募にあたっての費用の負担

応募にあたっての費用は、すべて応募者の負担とする。

(5) 提出書類の取り扱い

ア 著作権

提案書の著作権は、応募グループに帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、応募グループの承諾がある場合にのみ、本市は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。また、選定に至らなかった応募グループの提案については、応募グループの承諾のある場合のみ、提案書の一部又は全部を無償で利用できるものとするが、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

イ 提出書類の返却

応募者から提出された書類は返却しないものとする。

(6) 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募グループが負うものとする。なお、これによって本市が損失又は損害を被った場合は、当該応募グループは、本市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(7) 募集の中止等

談合行為の疑い、不正又は不誠意な行為等によりプロポーザル募集を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、募集の延期、募集の中止等の対処を図る場合がある。

(8) 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、本事業に係る本市ホームページを通じて行う。

(9) 本事業に関する問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

唐津市上下水道局 浄水場整備推進室

住 所: 〒847-8511 佐賀県唐津市西城内 1-1 (唐津市役所 5 階)

電 話: 0955-72-9213 FAX: 0955-72-9301

電子メール: jyousuijyou-seibi@city.karatsu.lg.jp